

## 社会福祉法人はなさく福祉会 評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は 社会福祉法人はなさく福祉会定款第八条に基づき、社会福祉法人はなさく福祉会評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする

### (報酬)

第2条 この規程に基づく報酬は役員の勤務の実態に即して範囲で支給されるものとする

### (報酬の対象)

第3条 報酬の対象となる勤務とは評議員会及び理事長からの要請に基づく役員としての勤務とする。

### (報酬の金額)

第4条 報酬の金額は総額50万円を超えない範囲で、1勤務日に付き5000円とする。

### (交通費)

第5条 評議員については第4条に規定された勤務に就いた場合、交通費を実費支給する。

### (支給の方法)

第6条 評議員の報酬及び交通費の支給は その都度現金支給とする

### (改正)

第7条 この規定を改正するときは 社会福祉法人はなさく福祉会評議員会の議決を経るものとする。

附則 この規定は 平成29年4月1日から施行する

平成30年6月16日改定